

相続税対策の切り札！ 贈与徹底活用（暦年贈与）

（その4）

贈与税は、暦年贈与と相続時精算課税贈与の二種の課税方法があります。今回は暦年贈与の制度の概要を解説します。

1. 受贈者課税

暦年課税による贈与税の税率は超過累進税率であり、しかも受贈者ごとに贈与税を計算し課税されることとなりますので、同じ額の財産を贈与する場合でも、より多くの受贈者に分散して贈与した方が贈与税の総額を低く抑えることができます。

【例】 贈与額 1,000万円（平成30年に贈与）

① 受贈者が1人の場合（一般贈与の場合）

贈与税 $(1,000万円 - 110万円) \times 40\% - 125万円 = 231万円$

② 受贈者が5人の場合

贈与税 $(200万円 - 110万円) \times 10\% \times 5人 = 45万円$

1,000万円を贈与する場合であっても、①と②を比較すると、贈与税額186万円（231万円-45万円）の差が生じます。

2. 世代飛ばし贈与

孫などへ世代飛ばしによって相続させると、相続税が2割加算されます。この制度の趣旨は、孫が財産を取得すると相続税を1回免れることや、相続人でない人が財産を取得するのは偶然性が高いことなどから、相続税の負担調整を図る目的で加算を行うものであるとされています。

しかし、贈与税には孫などへの贈与であっても2割加算制度の適用はありません。相続税対策では、孫などへ世代飛ばし贈与を行うことで長期的な視点に立てばその効果は大きなものとなります。

3. 贈与する年を分散する

暦年課税による贈与税の計算は、その年の1月1日から12月31日までの間に贈与を受けた財産の合計額を基に計算される暦年単位課税です。そこで、一度に多額の贈与をすると課税価格に対する贈与税の適用税率が高くなるので、年を分けて贈与します。

【例】 贈与額 1,000万円

① 平成30年に一括して贈与をした場合（一般贈与の場合）

贈与税 $(1,000万円 - 110万円) \times 40\% - 125万円 = 231万円$

② 平成30年と平成31年に500万円ずつを贈与した場合（一般贈与の場合）

贈与税 $\{(500万円 - 110万円) \times 20\% - 25万円\} \times 2年 = 106万円$

1,000万円を贈与する場合であっても、①と②を比較すると、贈与税額125万円（231万円-106万円）の差が生じます。

4. 時間を上手に活用した贈与

暦年贈与の場合、贈与税の基礎控除額は110万円と多額の財産を持っている人からすると少なく感じられるかもしれませんが、しかし、毎年1人の方に110万円の贈与を行えば、10年間で1,100万円、20年間で2,200万円の財産を非課税で贈与することができます。

また、受贈者を子だけでなく孫や子の配偶者など人数を増やせば増やすだけ、非課税で贈与することができる金額は増加していきます。

さらに、贈与税の基礎控除額にこだわらず、例えば一般贈与の場合470万円（特例贈与の場合は520万円）の贈与を行えば、贈与税は年47万円（特例贈与の場合52万円）となり、贈与税の負担割合は10%で、相続税の最低税率と同じ税負担となります。この方法によれば長い時間をかければ数億円の財産を10%の税負担で子や孫に承継させることが可能となります。

毎年継続して贈与を行うことが、将来発生する相続税の負担減少に大きな効果を獲得するためには、できるだけ長い期間継続して贈与することが求められます。贈与による相続税対策を最大限生かすためには、できるだけ早く対応を考えることが重要なポイントになります。

なお、毎年一定額を継続して贈与したときに、定期贈与と判定されて贈与税が過重になることを懸念する人がいますが、一定額を毎年分割して贈与することが、書面などで明確な場合を除き、そのような課税関係になることはありません。

（文責：山本和義）